

## 介護等体験取扱要項

(平成16年4月1日学長決裁)

[令和5年3月28日最終改正]

### (趣旨)

- 1 島根大学(以下「本学」という。)の学生(科目等履修生を含む。以下「学生」という。)及び本学を卒業又は修了した者(以下「卒業生」という。)の介護等体験(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。)第2条第1項による障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいう。以下「体験」という。)の実施については、島根県介護等体験実施要領(平成10年10月6日島根県介護等体験実施連絡協議会制定。以下「実施要領」という。)及び島根県介護等体験実施に係る取扱要領(平成10年10月6日島根県介護等体験実施連絡協議会制定。以下「取扱要領」という。)、その他の法令等に定めるもののほか、この要項によるものとする。

### (対象者)

- 2 体験の対象者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の規定により小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者とする。

### (資格者)

- 3 体験を行うことができる学生及び卒業生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - 一 第9項に定める健康診断の結果、異常のないこと。
  - 二 第10項に定める保険に加入していること。
  - 三 その他所属学部において定める資格を満たしていること。

### (事前指導)

- 4 体験を希望する学生及び卒業生に対して行う事前指導は、教育学部附属教師教育研究センター(以下「教師教育研究センター」という。)において実施するものとする。

### (人数の調整)

- 5 取扱要領第1項第2号による調整は、教師教育研究センターにおいて決定する。
- 6 取扱要領第1項第3号及び第2項第2号アによる学部ごとの人数調整は、教学マネジメント委員会教職課程小委員会(以下「小委員会」という。)において決定する。

### (体験費用)

- 7 体験を希望する学生及び卒業生は、体験申込書を提出するまでに本学が指定する口座に、取扱要領第2項第6号による体験費用を振り込むものとする。
- 8 本学は、前項により振り込まれた体験費用を、島根県社会福祉協議会の受入決定通知に基づき、指定期日までに同協議会の指定する口座に振り込むものとする。

### (健康診断)

- 9 体験を希望する学生は、体験を実施する施設の長が指定する検査を受診するほか、本学の松江保健管理センターで実施される定期健康診断(胸部X線撮影を含む。)の全項目を受診するものとする。ただし、体験の実施時期までに受診できない学生及び卒業生は、開業医等医療機関で受診するものとし、受診後、健康診断書を本学に提出しなければならない。

### (保険の加入)

- 10 体験を希望する学生は、体験に係る事故等に対応するため、学生教育研究災害傷害保険及び学

生教育研究賠償責任保険，これらに相当する補償又はこれら以上の補償能力のある保険に加入しなければならない。

(体験受入依頼書)

1 1 体験受入依頼書の「健康状況」欄の記入については，教師教育研究センターにおいて松江保健管理センターと協議の上，適宜な方法により行うこととする。

(教員による視察)

1 2 教員による体験中の視察方法については，小委員会において定めるものとする。

(保険加入の確認)

1 3 第10項に定める保険の加入に関する確認は，教師教育研究センターにおいて教育・学生支援部学生支援課と協議の上，適宜な方法により行うものとする。

(雑則)

1 4 この要項に定めるもののほか，体験の実施に関し必要な事項は，小委員会の議を経て別に定めるものとする。

附 則

この要項は，平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年3月30日一部改正)

この要項は，平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年3月30日一部改正)

この要項は，平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年11月30日一部改正)

この要項は，平成22年12月1日から実施する。

附 則 (令和2年12月28日一部改正)

この要項は，令和3年1月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月23日一部改正)

この要項は，令和3年3月23日から実施する。

附 則 (令和5年3月28日一部改正)

この要項は，令和5年3月28日から実施し，令和4年7月19日から適用する。

ただし，第9項及び第11項の改正規定は，令和4年11月22日から適用する。